

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則
○再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則

(職員厚生課) 一
(税 務 課) 一

ページ

規 則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則（昭和四十二年宮城県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第七条の二第二号の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和五年宮城県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(附属設備の範囲)

第三条 条例第二条第二号の「再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすもの」は、次の各号に掲げるものであって、かつ、専ら再生可能エネルギー発電事業の用に供することを目的として設置されたものをいう。ただし、第一号から第十号まで及び第十三号にあっては、国、地方公共団体又は土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十号第一項に規定する土地開発公社をいう。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十四年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社をいう。）、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。）その他これらに類する団体以外の者が所有又は管理するものに限る。

一 進入路（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備の維持又は運用に直接使用される幅員二・三メートル以上の道に限る。）

二 作業ヤード（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備の維持又は運用に係る作業を行うことができる場所であつて、かつ、当該作業に直接使用されるものに限る。）

三 擁壁（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備の所在する場所に係る土砂の流出又は崩壊を防ぐことを目的とした構造物（地下に埋設されている部分を含む。）に限る。）

四 調整池（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備が所在する場所から流出する雨水を一時的に貯留する機能を有する池（堤体その他の構造物を含む。）に限る。）

五 沈砂池（バイオマス再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備（以下「バイオマス発電設備」という。）若しくはその附属設備の稼働に必要な用水又は再生可能エネルギー

発電設備若しくはその附属設備が所在する場所から流出する雨水に含まれる土砂等を取り除くための池（堤体その他の構造物を含む。）に限る。）

六 用水路（バイオマス発電設備又はその附属設備の稼働に必要な用水を供給するための水路に限る。）

七 排水路（雨水又はバイオマス発電設備若しくはその附属設備に係る汚水若しくは廃液（これら処理したものを含む。）を排出させるための水路に限る。）

八 支持物（次号に規定する配線ケーブルを支持する木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート造の柱、鉄塔その他これらに類する工作物であつて、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業又は同項第十二号に規定する特定送配電事業の用に供するもの（以下この項において「一般送配電事業等の用に供するもの」という。）以外のものに限る。）

九 配線ケーブル（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備を含む電路を構成するケーブル（地下に埋設されたものにあつては、当該埋設のために必要な保護管を含む。）であつて、一般送配電事業等の用に供するもの以外のものに限る。）

十 電気機械器具（再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備を含む電路を構成する継電器、断路器その他の機械器具（再生可能エネルギー発電設備、配線ケーブル及び容易に移動させることのできる機械器具を除く。）であつて、一般送配電事業等の用に供するもの以外のものに限る。）

十一 前処理設備（バイオマス発電設備を自家用若しくは事業の用に供する者又は当該バイオマス発電設備の所有者が維持し、又は運用する設備であつて、当該バイオマス発電設備の燃料の大部分を供給するために直接用いられるもの（原料又は燃料を保管するための貯蔵槽又は倉庫を含み、容易に移動させることができるものを除く。）に限る。）

十二 後処理設備（バイオマス発電設備を自家用若しくは事業の用に供する者又は当該バイオマス発電設備の所有者が維持し、又は運用する設備（有機肥料、たい肥、路盤材その他の有価物を製造することを主たる目的とするものを除く。）であつて、当該バイオマス発電設備によりバイオマスを電気に変換する過程で生じる燃え殻、ばいじん、汚泥等の大部分を処理するために直接用いられるもの（容易に移動させることができるものを除く。）に限る。）

十三 建屋（屋根及び柱又は壁を有する工作物（これに類する構造のものを含む。）であつて、その内部に再生可能エネルギー発電設備又は前各号に掲げる附属設備が設けられているものに限る。）

（連帯納税義務）

第四条 再生可能エネルギー発電設備の所有者が二人以上あるときは、その全員が連帯して再生可能

エネルギー地域共生促進税を納付する義務を負うものとする。

（非課税に関する規定の適用）

第五条 再生可能エネルギー発電設備が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号。以下「温対法」という。）第二十二条の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備のうち、当該認定地域脱炭素化促進事業計画に係る温対法第二十二条の二第三項（温対法第二十二条の三第五項において準用する場合を含む。）の認定を行った市町村の区域内に所在するものは、条例第三条第四号の「認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される」とみなす。

2 再生可能エネルギー発電設備が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号。以下「農山漁村再エネ法」という。）第八条第三項に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備のうち、当該認定設備整備計画に係る農山漁村再エネ法第七条第三項（農山漁村再エネ法第八条第四項において準用する場合を含む。）の認定を行った市町村の区域内に所在するものは、条例第三条第五号の「認定設備整備計画に基づき使用される」とみなす。

（定格出力）
第六条 条例第二条第六号の定格出力は、パワーコンディショナの定格出力をいう。ただし、パワーコンディショナで出力を制御しない場合は、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の定格出力をいう。

（認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定等）
第七条 条例第三条第六号の規定により知事の認定を受けようとする者は、再生可能エネルギー発電設備若しくはその附属設備が所在し、又はそれらの設置が予定されている市町村（県の区域内の市町村に限る。以下「設備所在市町村」という。）の長に申請し、事業計画の認定を受けなければならない。

2 前項の場合において、設備所在市町村が二以上あるときは、それぞれの設備所在市町村の長の認定の範囲は、事業計画のうち当該設備所在市町村に関する部分に限るものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の一部が温対法第二十二條の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画又は農山漁村再エネ法第八条第三項に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合（温対法第二十二条の三第一項の規定による変更の認定若しくは同条第二項の規定による変更の届出又は農山漁村再エネ法第八条第一項の規定による変更の認定若しくは同条第二項の規定による変更の届出による変更（第六項の認定の後に行われるものに限る。）後の計画に基づき使用される場合を除く。）は、当該認定地域脱炭素化促

進事業計画又は当該認定設備整備計画に係る認定を行った設備所在市町村の長による第一項に規定する認定手続を省略し、次項の申請を行うことができる。

4 第一項の認定を受けた者又は温対法第二十二條の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者若しくは農山漁村再エネ法第八條第一項に規定する認定設備整備者（前項の規定により第一項に規定する認定手続を省略した場合に限る。以下第十一号及び次条第四項において同じ。）であつて、知事の認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書面を添付した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、第五号から第十号までに掲げる書面は、条例第三條第五号に準ずるものとして同條第六号の認定を受けようとする場合に限り、添付することを要しない。

一 事業計画書

二 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面

三 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書面を保有していない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書面）

四 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の位置、規模、構造及び配置を明らかにした図面

五 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所について所有権その他の使用の権原（以下「所有権等」という。）を有するか、又はこれを確実に取得することができると思われるための書面（申請時に所有権等を有するか、又はこれを確実に取得することができる状態に至っていない場合にあっては、所有権等の取得のため適当な努力がなされていることを証する書面に代えることができる。）

六 バイオオマスの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該バイオオマスの出所に関する情報を示す書面（申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備である場合に限る。）

七 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備と電気事業者（電気事業法第二條第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証する書面の写し（申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備を

電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合に限る。ただし、申請時に当該電気事業者の同意が得られていない場合にあっては、同意の取得のため適当な努力がなされていることを証する書面をもって代えることができる。）

八 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の点検及び保守その他の再生可能エネルギー発電事業の実施体制に関する書面

九 申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書面

十 申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

十一 第一項の規定による設備所在市町村の長の認定（第一号の事業計画書に係るものに限る。）を証する書面（温対法第二十二條の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者又は農山漁村再エネ法第八條第一項に規定する認定設備整備者が申請をする場合にあっては、温対法第二十二條の二第三項の認定に係る通知書又は農山漁村再エネ法第七條第三項の認定に係る通知書（温対法第二十二條の三第一項の規定による変更の認定若しくは同條第二項の規定による変更の届出又は農山漁村再エネ法第八條第一項の規定による変更の認定若しくは同條第二項の規定による変更の届出によつて変更された後の計画に基づき使用される場合にあっては、当該計画に係る温対法第二十二條の三第五項において準用する温対法第二十二條の二第三項の認定に係る通知書若しくは温対法第二十二條の三第二項に規定する届出書又は農山漁村再エネ法第八條第四項において準用する農山漁村再エネ法第七條第三項の認定に係る通知書若しくは農山漁村再エネ法第八條第二項に規定する届出書を含む。）の写し）

十二 その他知事が必要と認める書面

5 前項第一号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 再生可能エネルギー発電事業の実施期間

三 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の種類及び規模その他の再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置に関する事項

四 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の撤去並びに原状回復に関する事項

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 条例第三條第四号に準ずるものとして同條第六号の認定を受けようとする場合 次(1)から(5)までに掲げる事項

(1) 再生可能エネルギー発電事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）

(2) 第三号の設置と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

(3) 第三号の設置並びに(2)の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

(4) 第三号の設置並びに(2)の取組に必要な資金の額及びその調達方法

(5) 第三号の設置と併せて実施する地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会

の持続的発展に資する取組の内容

口 条例第三条第五号に準ずるものとして同条第六号の認定を受けようとする場合 次の(1)から

(4)までに掲げる事項

(1) 第三号の設置と併せて実施する農林地の農林業上の効率性かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(2) 第三号の設置並びに(1)の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

(3) 第三号の設置並びに(1)の取組に必要な資金の額及びその調達方法

(4) 第三号の設置の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の第三号の設置に際し配慮すべき事項に関する取組の内容

6 知事は、第四項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、事業計画の全部又は一部の認定をするものとする。

一 条例第三条第四号に準ずるものとして事業計画の認定をする場合

イ 前項第五号イ(2)及び(5)に掲げる取組の内容が、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が所在する場所及びその周辺地域の自然的社会的条件に照らして適切であること。

ロ 設備所在市町村の再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガスの排出削減の方針に照らして適当であること。

ハ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所について所有権等を取得するために直接必要な準備を行っていること。

ニ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電気的に接続する場合にあつては、当該接続について電気事業者の同意を得るために直接必要な準備を行っていること。

ホ その他地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令(令和四年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号)第六条で定める基準に照らして適切であること。

二 条例第三条第五号に準ずるものとして事業計画の認定をする場合

イ 前項第五号ロ(1)に掲げる取組の内容が、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が所在する場所及びその周辺地域の農林漁業の健全な発展に資する取組として適切であること。

ること。

口 前項第五号ロ(4)に掲げる取組の内容が、申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が所在する場所及びその周辺地域の自然環境、景観及び歴史的風致に照らして適切であること。

ハ 申請に係る再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置をしようとする場所についての所有権等の取得その他の申請者が当該事業計画を実施するために直接必要な準備を行っていることと認められること。

7 知事は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしなかつたときは、遅滞なく、その旨を申請者及び設備所在市町村の長に通知するものとする。

8 第一項又は第六項の認定をする場合において、設備所在市町村の長又は知事は、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生のために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

一 事業計画を変更(次条第六項に規定する軽微な変更を除く。)しようとする場合は、あらかじめ設備所在市町村の長(第六項の認定を受けた場合)に報告してその指示を受けること。

二 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに設備所在市町村の長(第六項の認定を受けた場合)に報告してその指示を受けること。

三 その他再生可能エネルギー発電事業の地域との共生のために必要な条件

(認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更(第六項に規定する軽微な変更を除く。)しようとするときは、設備所在市町村の長に申請し、その認定を受けなければならない。

2 前条第二項及び第八項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

3 前条第六項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更(第六項に規定する軽微な変更を除く。)しようとするときは、前条第四項各号に掲げる書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付した申請書を知事に提出し、認定を受けなければならない。ただし、既に知事に提出されている書面のうち、内容に変更がないものは、申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

一 条例第三条第四号に準ずるものとして前条第六項の認定を受けた場合 同条第五項第三号の設置並びに同項第五号イ(2)及び(5)に掲げる取組の状況を記載した書面

二 条例第三条第五号に準ずるものとして前条第六項の認定を受けた場合 同条第五項第三号の設

置並びに同項第五号ロ(1)及び(4)に掲げる取組の状況を記載した書面

- 4 前項の規定にかかわらず、第一項の規定による変更の認定を受けているときは、申請書の添付書面のうち前条第四項第十一号の書面は、第一項の規定による変更の認定（第三項の規定により添付する前条第四項第一号の事業計画書に係るものに限る。）を証する書面（温対法第二十二條の第三項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者又は農山漁村再エネ法第八條第一項に規定する認定設備整備者が申請をする場合にあつては、温対法第二十二條の第五項において準用する温対法第二十二條の第二第三項の認定に係る通知書又は農山漁村再エネ法第八條第四項において準用する農山漁村再エネ法第七條第三項の認定に係る通知書（温対法第二十二條の第三項の第二項の規定による変更の届出又は農山漁村再エネ法第八條第二項の規定による変更の届出によつて変更された後の計画に基づき使用される場合にあつては、当該計画に係る温対法第二十二條の第三項に規定する届出書又は農山漁村再エネ法第八條第二項に規定する届出書を含む。）の写し）とする。
- 5 前条第六項から第八項までの規定は、第三項の規定による変更の認定について準用する。
- 6 この規則において軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。
 - 一 前条第一項若しくは第六項の規定による認定又は第一項若しくは第三項の規定による変更の認定を受けた者の変更
 - 二 前条第四項第一号の事業計画書に記載した再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造又は出力の変更
 - 三 前号に掲げるもののほか、前条第四項第一号の事業計画書に記載した再生可能エネルギー発電設備又はその附属設備に係る主要な変更
 - 四 前条第五項第四号に掲げる事項の変更
 - 五 前条第五項第五号イ(2)又は(5)に掲げる取組の内容の変更（条例第三条第四号に準ずるものとして前条第一項又は第六項の認定を受けた場合に限る。）
 - 六 前条第五項第五号ロ(1)又は(4)に掲げる取組の内容の変更（条例第三条第五号に準ずるものとして前条第一項又は第六項の認定を受けた場合に限る。）
 - 七 前各号に掲げるもののほか、事業計画の実質的な変更
- 7 前条第一項若しくは第六項の規定による認定又は第一項若しくは第三項の規定による変更の認定を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を前条第一項の規定による認定又は第一項の規定による変更の認定をした設備所在市町村の長及び知事に提出しなければならない。ただし、前条第六項の規定による認定を受けていない場合にあつては、知事に提出することを要しない。

（認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定の取消し）

第九条 設備所在市町村の長は、第七條第一項の認定を受けた者が、その事業計画（前條第一項の規定による変更の認定又は同條第七項の規定による変更の届出があつたときは、当該変更後のものをいう。）に従つて再生可能エネルギー発電事業を行つていないと認めるとき又は第七條第八項（前條第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- 2 設備所在市町村の長は、前項の規定により第七條第一項の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を、当該認定を受けていた者及び知事に通知するものとする。
 - 3 知事は、第七條第六項の認定を受けた者が、その事業計画（前條第三項の規定による変更の認定又は同條第七項の規定による変更の届出があつたときは、当該変更後のものをいう。）に従つて再生可能エネルギー発電事業を行つていないと認めるとき又は第七條第八項（前條第五項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
 - 4 知事は、前項の規定により第七條第六項の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を、当該認定を受けていた者及び設備所在市町村の長に通知するものとする。
- （課税地の指定）
- 第十条 知事は、条例第四条第二項の規定により別に課税地を指定したときは、遅滞なく、その旨を当該納税者に通知するものとする。
- （再生可能エネルギー発電設備等の設置面積）
- 第十一条 条例第六条第二項及び第三項並びに条例第十六条第三項の設置面積のうち再生可能エネルギー発電設備の設置面積は、当該再生可能エネルギー発電設備の水平投影面積（可動部分を有する場合にあつては、可動範囲の水平投影面積を含む。）とする。
- 第十二条 条例第六条第三項及び条例第十六条第三項の設置面積のうち附属設備（支持物を除く。以下この項において同じ。）の設置面積は、附属設備ごとの水平投影面積の合計とする。
- 第十三条 条例第六条第三項及び条例第十六条第三項の設置面積のうち支持物の設置面積は、基礎の占める面積とし、一基について複数の基礎を有する場合にあつては、各基礎の外縁を結ぶ直線に囲まれる面積とする。
- 第十四条 前三項の場合において、面積の単位は平方メートルとし、当該面積に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 第十五条 再生可能エネルギー発電設備とその附属設備の水平投影面が重複する部分は、当該再生可能エネルギー発電設備の設置面積とみなす。
- 第十六条 二以上の附属設備が同一の再生可能エネルギー発電設備と一体となつて効用を果たす場合において

て、当該附属設備同士の水投影面が重複する部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める附属設備の設置面積とみなす。

- 一 第三条各号に掲げる附属設備のうち二以上の号に掲げる附属設備同士が重複する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる附属設備
- 二 第三条各号に掲げる附属設備のうち二以上の号に掲げる附属設備同士が重複する場合（建屋が含まれる場合に限る。）当該建屋
- 三 第三条各号に掲げる附属設備のうち同一の号に掲げる附属設備同士が重複する場合 設置面積（重複する部分を含む。）の最も大きい附属設備

7 設備所在市町村が二以上ある場合における条例第六条第三項第二号若しくは第三号又は条例第十条第六条第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる部分に応じて、それぞれ当該各号に定める部分とする。

- 一 条例第三条第四号又は第五号に該当する部分 温対法第二十二條の二第三項の認定又は農山漁村再エネ法第七条第三項の認定をした設備所在市町村の区域内に所在する部分
- 二 条例第三条第六号に該当する部分 第七条第一項の認定に係る設備所在市町村の区域内に所在する部分

（賦課徴収に関する申告）

第十二条 条例第十条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 再生可能エネルギー発電設備の所有者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）並びに法人にあつては、代表者の氏名
- 二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー」という。）第九条第四項の認定（再生可能エネルギー発電設備の名称（再生可能エネルギー発電事業計画に基づき使用される再生可能エネルギー発電設備にあつては、当該再生可能エネルギー発電事業計画に記載した名称）に係る事項
- 三 再生可能エネルギー発電設備の名称（再生可能エネルギー発電設備の名称（再生可能エネルギー発電事業計画に記載した名称）に係る事項
- 四 再生可能エネルギー発電設備を自家用又は事業の用に供することができる状態になった年月日
- 五 再生可能エネルギー発電設備の仕様

- 六 条例第六条第二項又は第三項の規定の適用の有無
- 七 再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備が所在する開発区域に係る事項
- 八 再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置面積（条例第六条第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合に限る。）
- 九 その他県税事務所長が必要と認める事項

2 条例第十条に規定する事実を証する書面は、再生可能エネルギー発電設備の仕様書、カタログその他の再生可能エネルギー発電設備の製造事業者名、種類及び型式番号を確認できる書面、開発区域に係る手続の状況を確認できる書面その他県税事務所長が指示する書面とする。

（自家消費設備の認定等）

第十三条 条例第十六条第一項第二号の認定を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る再生可能エネルギー発電設備の直近一年間の自家消費割合（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られた電気の量に占める開発区域内に所在する家屋において消費した電気の量の割合をいう。）を審査し、自家消費割合が概ね八割以上である場合には、認定をするものとする。

3 知事は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしなかつたときは、遅滞なく、その旨を第一項の申請書を提出した者に通知するものとする。

4 知事は、第二項の規定による認定をした再生可能エネルギー発電設備について、認定の要件を満たさなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

5 知事は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、当該認定を受けていた者に通知するものとする。

（促進区域等設置面積率に係る設置面積）

第十四条 条例第十六条第三項前段の設置面積は、条例第六条第二項若しくは第三項又は条例第十六条第三項の規定の適用を受けている場合にあつては、次の各号に掲げる設置面積を除いたものを含む。

- 一 再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備のうち、県の区域外又は開発区域外に所在する部分の設置面積
- 二 当該年度において、条例第三条第四号から第六号までのいずれかに該当する部分として、既に条例第六条第三項第二号又は第三号の規定により減じた設置面積
- 三 当該年度において、条例第三条第四号から第六号までのいずれかに該当する部分として、既に条例第十六条第三項の「同号に該当する部分の設置面積」に算入した設置面積

(減免申請)

第十五条 条例第十七条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 第十二条第一項第一号の再生可能エネルギー発電設備の所有者の氏名又は名称、住所又は所在地及び法人にあつては、代表者の氏名

二 再生可能エネルギー源の種類

三 第十二条第一項第三号の再生可能エネルギー発電設備の名称

四 再生可能エネルギー発電設備の所在地

五 県の区域内かつ開発区域内に所在する再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置面積（条例第十六条第三項の規定の適用を受ける場合に限る。）

六 その他県税事務局長が必要と認める事項

2 条例第十七条第二項の規則で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、該当する減免要件及び該当することとなった年月日とする。

3 条例第十七条第一項及び第二項に規定する事実を証する書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 条例第十六条第一項第一号に該当するものとして減免を申請する場合 温対法第二十二條の二第三項の認定（温対法第二十二條の三第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出を含む。）、農山漁村再エネ法第七條第三項の認定（農山漁村再エネ法第八條第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出を含む。）又は第七條第一項及び第六項の認定（第八條第一項及び第三項の規定による変更の認定又は同条第七項の規定による変更の届出を含む。）に係る通知書及び申請書並びにこれらの添付書面（県税事務局長が不要と認めるものを除く。）の写しその他県税事務局長が指示する書面
- 二 条例第十六条第一項第二号に該当するものとして減免を申請する場合 第十三條第三項に規定する通知書の写し

(減回事由の消滅に関する報告)

第十六条 条例第十六条第五項の規則で定める事項は、第十二条第一項第三号の再生可能エネルギー発電設備の名称、減免要件に該当しなくなった年月日及び理由その他県税事務局長が必要と認める事項とする。

2 条例第十六条第五項に規定する事実を証する書面は、次に掲げる場合（同条第二項後段及び第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののほか、県税事務局長が指示する書面とする。

一 条例第三条第四号に該当して条例第十六条第一項第一号による減免を受けている場合 温対法

第二十二條の三第三項の規定による認定の取消しに係る書面の写し

二 条例第三条第五号に該当して条例第十六条第一項第一号による減免を受けている場合 農山漁村再エネ法第八條第三項の規定による認定の取消しに係る書面の写し

三 条例第三条第六号に該当して条例第十六条第一項第一号による減免を受けている場合 第九條第二項又は第四項に規定する通知書の写し

四 条例第十六条第一項第二号による減免を受けている場合 第十三條第五項に規定する通知書の写し

(再生可能エネルギー発電事業の廃止届)

第十七条 条例第十九條第一項の廃止の日とは、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下「解体等」という。）を行ったことにより、当該再生可能エネルギー発電設備を自家用又は事業の用に供することができなくなった日をいう。

2 条例第十九條第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 第十二條第一項第一号の再生可能エネルギー発電設備の所有者の氏名又は名称、住所又は所在地及び法人にあつては、代表者の氏名

二 第十二條第一項第三号の再生可能エネルギー発電設備の名称

三 条例第十九條第二項に規定する事実を証する書面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 解体等に係る契約書その他これに類する書面
- 二 解体等に着手したことを証する書面
- 三 解体等により再生可能エネルギー発電設備を自家用又は事業の用に供することができなくなったことを証する書面
- 四 その他県税事務局長が指示する書面

(文書の様式)

第十八條 条例及びこの規則の規定による申請書その他の書面の様式は、次の表の当該各項に対応する様式第一号から様式第二十五号までによるものとする。

様式	書面等の名称	根拠条文
様式第一号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の認定について（申請）	第七條第一項
様式第二号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の認定について（申請）	第七條第四項
様式第三号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書	第七條第七項

様式第四号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る不認定 通知書	第七条第七項
様式第五号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定に ついて(通知)	第七条第七項
様式第六号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村 長の変更認定について(申請)	第八条第一項
様式第七号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の 変更認定について(申請)	第八条第三項
様式第八号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認 定通知書	第八条第五項
様式第九号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更不 認定通知書	第八条第五項
様式第十号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認 定について(通知)	第八条第五項
様式第十一号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更届 出書	第八条第七項
様式第十二号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定取 消通知書	第九条第四項
様式第十三号	再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定の 取消しについて(通知)	第九条第四項
様式第十四号	再生可能エネルギー地域共生促進税課税地指定 通知書	第十条
様式第十五号	再生可能エネルギー地域共生促進税申告書	条例第十条
様式第十六号	再生可能エネルギー地域共生促進税納税通知書	条例第二十一条第一項
様式第十七号	再生可能エネルギー地域共生促進税減免申請書	条例第十七条第一項及び第 二項
様式第十八号	自家消費設備に係る認定申請書	第十三条第一項
様式第十九号	自家消費設備に係る認定通知書	第十三条第三項
様式第二十号	自家消費設備に係る不認定通知書	第十三条第三項
様式第二十一号	自家消費設備に係る認定取消通知書	第十三条第五項
様式第二十二号	減免事由消滅報告書	条例第十六条第五項
様式第二十三号	再生可能エネルギー地域共生促進税減免決定通 知書	条例第十八条第一項

様式第二十四号	再生可能エネルギー地域共生促進税減免処分に 係る取消決定通知書	条例第十八条第二項
様式第二十五号	再生可能エネルギー発電事業廃止届	条例第十九条第二項

2 知事は、再生可能エネルギー地域共生促進税の賦課徴収について必要があるときは、宮城県県税
条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の各様式について、前項の例に準じて所要の
調整を加えた様式によることができる。

附 則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

様式第1号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の認定について（申請）

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第1項の規定により、別紙の事業計画について認定を受けたいので、申請します。

様式第2号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の認定について（申請）

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第4項の規定により、別紙の事業計画について認定を受けたいので、申請します。

様式第3号

宮城県 () 指令第 号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書

住所
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生
促進税条例施行規則第7条第6項の規定により、下記のとおり { 認定 } します。
{ 一部を認定 }

年 月 日

宮城県知事

印

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 認定の条件
- (6 一部不認定の理由)

記

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができ、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 以内(この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して6か月以内)に、宮城県知事に対して審査請求をすることができ、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班
電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第4号

宮城県 () 指令第 号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る不認定通知書

住所
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生
促進税条例施行規則第7条第6項の規定により、不認定とします。

年 月 日

宮城県知事

印

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 不認定の理由

記

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができ、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 以内(この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して6か月以内)に、宮城県知事に対して審査請求をすることができ、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班
電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第5号

第 年 月 日 号

〇〇市町村長 殿

宮城県知事

印

再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり
{ 認定 }
{ 不認定と } しましたので、承知願います。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班
電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第6号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る市町村長の変更認定について (申請)

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者
住所 (所在地)
氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日 第 号で認定を受けた事業計画について、下記のとおり変更したいので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第1項の規定により、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付を省略する書類 (既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

様式第7号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る知事の変更認定について（申請）

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で認定を受けた事業計画について、下記のとおり変更したいので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第3項の規定により、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

様式第8号

宮城県（ ）指令第 号

再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認定通知書

住所
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第5項で準用する第7条第6項の規定により、下記のとおり認定します。

年 月 日

宮城県知事

印

記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 認定の条件

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に對して審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内でも、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被提起すること、または宮城県知事となりを知ったとき、この翌日から起算して6か月以内であることが、処分又は裁決があったことを知ったときは、処分の取消しの請求を提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班
電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第9号

宮城県 () 指令第 号
再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更不認定通知書

住所
氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第8条第5項において準用する第7条第6項の規定により、不認定とします。

年 月 日

宮城県知事

印

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 不認定の理由

記

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったこと、審査請求をすることができなくなり、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行なった場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この処分の取消しを訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内を提起することも、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班
電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第10号

第 年 月 日 号

〇〇市町村長 殿

宮城県知事

印

再生可能エネルギー発電事業計画に係る変更認定について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり { 認定 / 不認定と } しましたので、承知願います。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班
電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第13号

第 年 月 日 号

〇〇市町村長 殿

宮城県知事 印

再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定の取消しについて（通知）

このことについて、別紙写しのとおり、 年 月 日付け 第 号の認定を取り消しましたので、承知願います。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班
電話：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第14号

再生可能エネルギー地域共生促進税課税地指定通知書

第 年 月 日 号

住所（所在地）
氏名（名称）

宮城県知事 印

再生可能エネルギー地域共生促進税条例第4条第2項の規定により、下記のとおり課税地を指定したので通知します。

記

再生可能エネルギー発電設備の名称	課 税 地

様式第15号

再生可能エネルギー地域共生促進税申告書

年度

受付印 年 月 日 宮城県 所有者 所長 殿	ふりがな	
	氏名(名称及び代表者の氏名)	
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	住所(所在地)	
	この申告に应答する者の氏名及び電話番号	(電話 - -)

再生可能エネルギー地域共生促進条例第10条の規定により、下記のとおり申告します。

再生可能エネルギー源の種類 (該当する項目を○で囲む)	①	太陽光	風力	バイオマス
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の認定(FIT認定)に係る事項	②	認定の有無	有	無
		認定時期	年	月 日
		設備 I D		
		税抜調達価格		(円/kWh)
再生可能エネルギー発電設備の名称	③			
再生可能エネルギー発電設備の所在地	④			
自家用又は事業の用に供することができる状態になった年月日	⑤	年	月	日
再生可能エネルギー発電設備の様 の 仕 様	⑥	製造事業者名		
		種類		
		型式番号		
		数量		
条例第6条第2項又は第3項の該当の有無 (該当する全ての項目に○を記入する。) (該当有の場合、別紙も記入する。)	⑦	再生可能エネルギー発電設備が県の区域の内外にわたる (条例第6条第2項に該当する)		
		二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備がある (条例第6条第3項後段に該当する)		
		再生可能エネルギー発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたる (条例第6条第3項第1号に該当する)		
		再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の一部が条例第3条第4号から第6号までに該当する (条例第6条第3項第2号に該当する)		
		再生可能エネルギー発電設備又は附属設備が開発区域の内外にわたる場合であって、かつ、再生可能エネルギー発電設備又は附属設備の一部が条例第3条第4号から第6号までに該当する (条例第6条第3項第3号に該当する)		
再生可能エネルギー発電設備の総発電出力	⑧	(kW)		
開発区域に係る事項	⑨	制度の種類	許可日・解除日・届出日・契約日	開発行為に係る森林の面積
		イ 林地開発許可	年 月 日	(㎡)
		ロ 保安林解除	年 月 日	(㎡)
		ハ 保安林内作業許可	年 月 日	(㎡)
		ニ 伐採及び伐採後の造林の届出	年 月 日	(㎡)
		ホ 国有林野有償等貸付契約	年 月 日	(㎡)
		ヘ その他	年 月 日	(㎡)
		開発行為の着手日	年 月 日	
		開発行為の完了日	年 月 日	
		再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の設置のための工事に着手した日	年 月 日	

(注) 1 複数の再生可能エネルギー発電設備を有する場合は、再生可能エネルギー発電設備ごとに申告書を提出してください。
 2 条例第6条第2項又は第3項各号に該当する場合は、別紙1・別紙2を添付してください。
 3 条例第6条第3項後段に該当する場合は、別紙3を添付してください。
 4 事実を証する書面を添付してください。

様式第15号別紙1

年度

再生可能エネルギー発電設備の名称

再生可能エネルギー地域共生促進税条例第6条第2項、第3項後段又は同項各号のいずれかに該当する場合の総発電出力計算書

Table with 4 columns: 区分, 再生可能エネルギー設備の設置面積, 附属設備, 設置面積. Rows include: 全体の設置面積, 県の区域内に所在する部分, 開発区域外に所在する部分, 開発区域内に所在し、第3条第4号から第6号までに該当する部分.

条例第6条第1項の総発電出力 ⑧ (kW)

(1) 条例第6条第2項に該当する場合（県の区域の内外にわたる場合）

② / ① = _____ = ⑨

※小数点以下2位未満の端数切捨て

再生可能エネルギー発電設備の総発電出力 ⑩ ⑧×⑨ (kW)

(2) 条例第6条第3項に該当する場合（開発区域の内外にわたる場合又は開発区域内に条例第3条第4号から第6号までに該当する部分がある場合）

(②+③-④-⑤-⑥-⑦) / (②+③) = _____ = ⑪

※小数点以下2位未満の端数切捨て

イ (1)に該当しない場合

再生可能エネルギー発電設備の総発電出力 ⑫ ⑧×⑪ (kW)

ロ (1)に該当する場合

再生可能エネルギー発電設備の総発電出力 ⑬ ⑩×⑪ (kW)

- (注) 1 この計算書により計算した総発電出力を申告書⑧に記載してください。(1)のみに該当する場合は⑩、(2)イに該当する場合は⑫、(2)ロに該当する場合は⑬
2 この計算書は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成してください。
3 この計算書は、様式第15号の申告書に添付して提出してください。

様式第15号別紙2の1

年度

再生可能エネルギー発電設備の名称

【全体の設置面積】

設備の種類	設置面積
再生可能エネルギー発電設備 (別紙1の①に転記)	㎡

【県の区域内に所在する部分の設置面積】

設 備 の 種 類			設置面積	重複 番号	重複により 減ずる設置面積	重複を反映 した設置面積 ①-②	専用の場合は、 ③の面積	
							①	②
再生可能エネルギー発電設備 (別紙1の②に転記)			㎡		/	/	/	
附属 設備	1	進 入 路	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	2	作 業 ヤ ー ド	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	3	擁 壁	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	4	調 整 池	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	5	沈 砂 池	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	6	用 水 路	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	7	排 水 路	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	8	支 持 物	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	9	配線ケーブル	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	10	電気機械器具	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	11	前処理設備	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	12	後処理設備	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	13	建 屋	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
計 (別紙1の③に転記)							㎡	

(注) 1 「重複番号」欄は、重複する設備に同じ番号を記載してください。
 2 共用とは、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすことです。

様式第15号別紙2の2

年度

再生可能エネルギー発電設備の名称

【県の区域内かつ開発区域外に所在する部分の設置面積】

設 備 の 種 類			設置面積	重複 番号	重複により 減ずる設置面積	重複を反映 した設置面積 ①-②	専用の場合は、 ③の面積	
							①	②
再生可能エネルギー発電設備 (別紙1の④に転記)			㎡		/	/	/	
附属 設備	1	進 入 路	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	2	作 業 ヤ ー ド	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	3	擁 壁	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	4	調 整 池	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	5	沈 砂 池	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	6	用 水 路	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	7	排 水 路	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	8	支 持 物	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	9	配線ケーブル	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	10	電気機械器具	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	11	前処理設備	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	12	後処理設備	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	13	建 屋	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
計 (別紙1の⑤に転記)							㎡	

(注) 1 「重複番号」欄は、重複する設備に同じ番号を記載してください。
 2 共用とは、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすことです。

様式第15号別紙2の3

年度

再生可能エネルギー発電設備の名称

【県の区域内かつ開発区域内に所在し、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条第4号から第6号までに該当する部分の設置面積】

設 備 の 種 類			設置面積	重複 番号	重複により 減ずる設置面積	重複を反映 した設置面積 ①-②	専用の場合は、 ③ の 面 積	
							①	②
再生可能エネルギー発電設備 (別紙1の⑥に転記)			㎡		/	/	/	
附属 設備	1	進 入 路	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	2	作 業 ヤ ー ド	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	3	擁 壁	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	4	調 整 池	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	5	沈 砂 池	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	6	用 水 路	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	7	排 水 路	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	8	支 持 物	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	9	配線ケーブル	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	10	電気機械器具	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	11	前処理設備	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	12	後処理設備	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
	13	建 屋	専用	㎡		㎡	㎡	㎡
		共用	㎡		㎡	㎡	㎡	
計 (別紙1の⑦に転記)							㎡	

(注) 1 「重複番号」欄は、重複する設備に同じ番号を記載してください。
 2 共用とは、二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たすことです。

様式第15号別紙3

年度	再生可能エネルギー発電設備の名称
----	------------------

二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備の設置面積の按分に係る計算書			
項目	二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となって効用を果たす附属設備の種類及び設置面積	左記附属設備と一体となって効用を果たす再生可能エネルギー発電設備の種類及び設置面積	各再生可能エネルギー発電設備の課税標準の計算に用いる際の附属設備の設置面積 ※、数点以下2位未満の端数切捨て
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	① (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	② (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	③ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	④ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑤ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑥ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑦ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑧ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑨ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑩ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑪ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑫ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑬ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑭ (㎡)
種類			
面積	(㎡)	(㎡)	⑮ (㎡)

(注) 1 この計算書は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成してください。
 2 この計算書は、様式第15号の申告書に添付して提出してください。

様式第16号

年 月 日

住所 (所在地)
氏名 (名称)

様

宮城県

所長

印

再生可能エネルギー地域共生促進税納税通知書

下記のとおり各納期の末日(納期限)までに納付してください。
 なお、納付については、別添各期別の納付書により納付してください。

記

1 対象年度及び対象設備

区 分	内 容
対象年度	
課 税 番 号	
再生可能エネルギー発電設備名称	
再生可能エネルギー発電設備の所在地	
再生可能エネルギー源の種類	

2 税 額

番 号	課 税 標 準 ①	税 率	②	年税額 (①×②)
(1)	kW		円/kW	円
(2)	kW		円/kW	円
(3)	kW		円/kW	円
(4)	kW		円/kW	円
(5)	kW		円/kW	円

年 税 額 合 計	③	円
確 定 税 額	④	円
減 免		円
納 付 額 (③ - ④)		円

3 納期限

期 別	納 付 額	納 期	限
第 1 期	円	年 月	日まで
第 2 期	円	年 月	日まで
第 3 期	円	年 月	日まで
第 4 期	円	年 月	日まで
随 時	円	年 月	日まで

備考

(再生可能エネルギー地域共生促進税について)

1 課税の根拠 再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条

2 税額の算出基礎は表記のとおりです。

3 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

4 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3か月経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 納期限を過ぎてから納める場合には、納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、納めるべき税額(税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、全税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。)に年14.6%(当該納期限(徴収猶予(地方税法第15条の規定による徴収猶予を除く。))をした税額にあっては、当該猶予した期間の末日)の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を該当欄に記載して、併せて納めなければなりません。ただし、延滞金の全額が1,000円未満のときは、納める必要はありません。

6 納期限までに徴収金を完納しないため督促を受けて、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けます。

様式第17号

再生可能エネルギー地域共生促進税減免申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <p>受付印</p> </div> 年 月 日 宮城県 所長 殿		事務所		課税番号	
		ふりがな			
所有者		氏名(名称及び代表者の氏名)			
		住所(所在地)			
		この申請に应答する者の氏名及び電話番号		(電話 - -)	
再生可能エネルギー地域共生促進税条例第16条第1項第 1 号の規定により、再生可能エネルギー地域共生促進税を減免されるよう申請します。					
再生可能エネルギー源の種類(該当する項目を○で囲む)		①	太陽光	風力	バイオマス
再生可能エネルギー発電設備の名称		②			
再生可能エネルギー発電設備の所在地		③			
県の区域内かつ開発区域内に所在する再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の設置面積		④	(㎡)		
条例第16条第1項第1号に規定する減免要件に該当する場合		⑤	条例第3条のうち該当する号	減免要件に該当することとなった年月日	④の面積のうち該当する部分の面積
			4 第5号 6	年 月 日	(㎡)
			4 第5号 6	年 月 日	(㎡)
			4 第5号 6	年 月 日	(㎡)
			4 第5号 6	年 月 日	(㎡)
条例第16条第1項第2号に規定する減免要件に該当する場合		⑥	減免要件に該当することとなった年月日		/
			年 月 日		

(注) 1 ④の欄は、以下の設置面積を除いて記載してください。

イ この申請前に、当該年度分として、条例第3条第4号から第6号までのいずれかに該当する部分として、条例第6条第3項第2号又は第3号の規定により減じた設置面積

ロ この申請前に、当該年度分として、条例第3条第4号から第6号までのいずれかに該当する部分として、条例第16条第3項の「同号に該当する部分の設置面積」に算入した設置面積

2 複数の再生可能エネルギー発電設備の申請をする場合、再生可能エネルギー発電設備ごとに申請書を提出してください。

3 条例第16条第3項後段に該当する場合、様式第17号別紙を添付してください。

4 事実を証する書面を添付してください。

様式第17号別紙

再生可能エネルギー発電設備の名称

二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となつて効用を果たす附属設備の設置面積の按分に係る計算書

項目	二以上の再生可能エネルギー発電設備と一体となつて効用を果たす附属設備の種類及び設置面積	左記附属設備と一体となつて効用を果たす再生可能エネルギー発電設備の種類及び設置面積	面積割合	各再生可能エネルギー発電設備の課税標準の計算に用いる際の附属設備の設置面積 ※小数点以下2位未満の端数切捨て
種類				
面積	(㎡)			① (㎡)
種類				
面積		(㎡)		② (㎡)
種類				
面積		(㎡)		③ (㎡)
種類				
面積		(㎡)		④ (㎡)
種類				
面積		(㎡)		⑤ (㎡)
種類				
面積	(㎡)			⑥ (㎡)
種類				
面積		(㎡)		⑦ (㎡)
種類				
面積		(㎡)		⑧ (㎡)
種類				
面積		(㎡)		⑨ (㎡)
種類				
面積		(㎡)		⑩ (㎡)
種類				
面積	(㎡)			⑪ (㎡)
種類				
面積		(㎡)		⑫ (㎡)
種類				
面積		(㎡)		⑬ (㎡)
種類				
面積		(㎡)		⑭ (㎡)
種類				
面積		(㎡)		⑮ (㎡)

(注) 1 この計算書は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成してください。
2 この計算書は、様式第17号の申請書に添付して提出してください。

様式第18号

自家消費設備に係る認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者
住所 (所在地)
氏名 (名称及び代表者の氏名)

再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第13条第1項の規定により、下記の再生可能エネルギー発電設備について自家消費設備の認定を受けたいので、申請します。

記

1 再生可能エネルギー発電設備に係る事項	
再生可能エネルギー発電設備の所有者 (法人の場合には、名称及び代表者の氏名)	
再生可能エネルギー源の種類 (該当する項目を○で囲む)	太陽光 ・ 風力 ・ バイオマス
再生可能エネルギー発電設備の総発電出力	kW
再生可能エネルギー発電設備の名称	
直近1年間の発電量	kWh/年

2 再生可能エネルギー発電設備が設置された開発区域等に係る事項	
再生可能エネルギー発電設備の所在地	
再生可能エネルギー発電設備が設置された開発区域に所在する建屋の種類 (該当する項目を○で囲み、詳細を記入すること。)	住家・店舗・工場・倉庫・その他 (詳細：)
再生可能エネルギー発電設備が設置された開発区域に所在する建屋における直近1年間の電力消費量	kWh/年

様式第19号

宮城県 () 指令第 号

自家消費設備に係る認定通知書

住所 氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第13条第2項の規定により、下記のとおり認定します。

年 月 日

宮城県知事

印

記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができ、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であり、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなり、また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分について不服があるときは、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となり、この処分について不服があるときは、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に訴えを提起することも、処分又は裁決があったことを知った日の翌日、処分の取消しを提起することも、処分又は裁決の日、の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第20号

宮城県 () 指令第 号

自家消費設備に係る不認定通知書

住所 氏名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第13条第2項の規定により、不認定とします。

年 月 日

宮城県知事

印

記

- 1 再生可能エネルギー発電設備の所有者
- 2 再生可能エネルギー源の種類
- 3 再生可能エネルギー発電設備の名称
- 4 再生可能エネルギー発電設備の所在地
- 5 不認定の理由

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができ、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であり、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなり、また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分について不服があるときは、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となり、この処分について不服があるときは、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日、処分の取消しを提起することも、処分又は裁決の日、の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当：〇〇部〇〇課〇〇班
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第22号

減免事由消滅報告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <p>受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>宮城県</p> <p style="text-align: right;">所長 殿</p>		事務所		課税番号	
所有者	ふりがな				
	氏名（名称及び代表者の氏名）				
	住所（所在地）				
	この報告に回答する者の氏名及び電話番号		（電話 - - ）		
再生可能エネルギー地域共生促進税条例第16条第5項の規定により、下記のとおり報告します。					
記					
減免を受けていた再生可能エネルギー発電設備の名称		①			
減免要件に該当しなくなった年月日		②	年 月 日		
減免要件に該当しなくなった理由		③			
その他県税事務所長が必要と認める事項		④			

(注) 事実を証する書面を添付してください。

様式第23号

〇〇〇〇〇宛		第 年 月 日
宮城県 所長 印		
再生可能エネルギー地域共生促進税減免決定通知書		
年 月	日	付
再生可能エネルギー地域共生促進税の減免については、下記のとおり決定しましたので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第18条第1項の規定により通知します。		
再生可能エネルギー発電設備の名称	減免する 減免しない	
決定事由	再生可能エネルギー地域共生促進税条例第16条第1項 第1号 に 該当する 第2号 に 該当しない	
(減免しない場合の理由)		
対象年度		
確定税額		
減免額		
減免後の額		
<p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内において不服があつたときは、審査請求を起す。求の裁決を経た後、この審査請求の裁決について不服があつたときは、この日の翌日から起算して6か月以内におき、この審査請求を起す。求の裁決を起す。</p> <p>2 この審査請求を起す。この審査請求の裁決を経た後、この審査請求の裁決について不服があつたときは、この日の翌日から起算して6か月以内におき、この審査請求を起す。求の裁決を起す。</p> <p>(1) 審査請求、処分、裁決を起す。</p> <p>(2) 審査請求、処分、裁決を起す。</p> <p>(3) 審査請求、処分、裁決を起す。</p>		

様式第24号

〇〇〇〇〇宛		第 年 月 日
宮城県 所長 印		
再生可能エネルギー地域共生促進税減免処分に係る取消決定通知書		
年 月	日	付
再生可能エネルギー地域共生促進税条例第16条第6項により、下記のとおり減免決定を取り消しましたので、同条例第18条第2項の規定により通知します。		
再生可能エネルギー発電設備の名称	減免する 減免しない	
取消の理由		
取消年月日	年	月 日
対象年度		
当初税額		
既減免額		
減免取消額		
減免取消後の額		
<p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内において不服があつたときは、審査請求を起す。求の裁決を経た後、この審査請求の裁決について不服があつたときは、この日の翌日から起算して6か月以内におき、この審査請求を起す。求の裁決を起す。</p> <p>2 この審査請求を起す。この審査請求の裁決を経た後、この審査請求の裁決について不服があつたときは、この日の翌日から起算して6か月以内におき、この審査請求を起す。求の裁決を起す。</p> <p>(1) 審査請求、処分、裁決を起す。</p> <p>(2) 審査請求、処分、裁決を起す。</p> <p>(3) 審査請求、処分、裁決を起す。</p>		

様式第25号

再生可能エネルギー発電事業廃止届

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <p>受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>宮城県</p> <p style="text-align: right;">所長 殿</p>		事務所	課税番号
所有者	ふりがな		
	氏名（名称及び代表者の氏名）		
	住所（所在地）		
	この届出に応答する者の氏名及び電話番号	（電話 - - ）	
<p>再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第19条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
再生可能エネルギー発電設備の名称	①		
廃止年月日	②	年 月 日	
廃止理由	③		

(注) 事実を証する書面を添付してください。